

議会改革検討会議報告書（案）

令和 6 年12月 日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において次の事項について検討した結果を、次のとおり報告する。

【検討事項】

議会のデジタル化について

1 趣旨

令和5年2月7日に、総務省から条例や会議規則等の整備といった、所要の手続を講じた上で、オンラインによる常任委員会などへの出席を可能とする通知が発出された。

また、令和5年4月26日に、地方自治法が改正され、議会に係る手続のオンライン化が可能となった。

こうしたことを踏まえ、令和5年度に本県議会における議会のデジタル化に係る検討を行った。

その中で、地方自治法の改正によりオンライン化が可能となった手続について検討し、オンライン化の方針をまとめたが、利用する電子情報処理組織の整理等は令和6年度に行うこととしていたことから、当会議で検討を行った。

2 検討経過

令和6年9月25日 検討事項の整理

10月15日 検討事項の確認、電子情報処理組織についての説明

11月18日 利用する電子情報処理組織についての案の提示

11月25日 利用する電子情報処理組織についての協議

12月5日 議会改革検討会議報告書案の提示

12月 日 議会改革検討会議報告書案の協議、決定

3 検討結果

(1) オンライン化についての方針が未定となっていた手続きについて

令和5年度末時点でオンライン化についての方針が未定となっていた次の手続について、オンライン化する方針とした。

・資産公開に係る手続

資産等報告書
資産等補充報告書
所得等報告書
関連会社等報告書

・議員の請負に係る手続

(請負状況等報告書)

(2) 利用する電子情報処理組織について

議長と議員間に係る各種手続をオンライン化する際に利用する電子情報処理組織について、次の表のとおりとする。

ア 議員から議長に提出・申請する手続

手続	根拠条文	利用する電子 情報処理組織	選定理由	備考
欠席届の提出	会議規則第10条第1項	e-kanagawa 電子申請	- 各議員のアカウントを作成することで、本人確認の手段とすることが可能となるため。 - 申請区分ごとに受け付けることが可能であり、受け付けた申請等の管理が容易であるため。	各議員のアカウントは、議会局が作成し、各議員にIDとパスワードを配布する。
資格決定要求書	会議規則第118条			
資産公開に係る手続 (資産等報告書 資産等補充報告書 所得等報告書 関連会社等報告書)	政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2～4条			
議員の請負に係る手続 (請負状況等報告書)	神奈川県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条			

イ 議長から議員への通知

手続	根拠条文	利用する電子 情報処理組織	選定理由	備考
欠席議員に対する招状の発出	地方自治法第137条	電子メール	議員が通知を受け取ることのできる電子情報処理組織であるため。	真正性の確保のため、議長の職責証明書による電子署名を付与する。
資格決定の通知	会議規則第123条			

※ 電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる通知は、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限る。(地方自治法第138条の2第2項等)

(3) 資産公開に係る手続の様式改正

資産等報告書等の、資産公開に係る手続の様式は、現在は押印を求めるものとなっているが、手続のオンライン化と併せて、書面提出する場合も押印不要とする。

○ 押印不要とする様式

- ・ 資産等報告書 (第1号様式)
- ・ 資産等補充報告書 (第2号様式)
- ・ 所得等報告書 (第3号様式)
- ・ 関連会社等報告書 (第4号様式)

4 今後の対応

検討結果にもとづき、議長から議員への通知に電子署名を付与するため、「神奈川県議会議会局行政文書管理規程」の改正等の例規整備、e-kanagawa 電子申請のアカウントの作成及び利用方法の周知を行い、令和7年度に運用を開始する。